

公仕御朱印頂戴、於于令諸浦、而荷物心次第ニ積申由、舟か<sup>○</sup>ニ而賣買仕候故舟持人數極<sup>○</sup>  
 不申候由、  
 但百艘舟之者共、御朱印之由、書出候得共、耽<sup>○</sup>いたしたる御證文ニ而者無之と相見へ申候、  
 先年之高札之様ニ相見候文言、與ニ記之、  
 百艘船役初<sup>○</sup>

天正拾四年迄者、舟數拾六艘有之候處、太閤秀吉公被仰付、天正拾五年、舟數百艘罷成、永代役義  
 無相違様ニ被仰渡由、淺野彈正少弼、高札有之、

一當津荷物諸旅人、いりふねにのせまじき事、

一當所江、役義つかまつらざる舟に、荷物旅人のせまじき事、

一他浦にて、<sup>江</sup>しぬねにとられ候は、此方江可申上候、かたく可申付事、

一くしふねにめしつかひ候とき、あげおろしの儀、せんど共仕まじき事、

一家中の者、下にて舟めしつかひ候儀、曲事候、もし船つかひ候はんと申もの候は、此方へ可申

上候事、

右之旨、相そむくともがらあらば、可加成敗者也、

天正十五年二月十六日

彈正少弼判

慶長六年七月二日、從權現様之御高札、大久保十兵衛被申渡候由、文言右同斷、

六驛遞志考證、是年、<sup>天保四年</sup>江州大津百艘船、其數年々増減アリト雖ドモ、大小合シテ百三十五艘

渡吏八人、水手八十人ト爲シ、若臨時公用ノ爲ニ、多數ノ船、及水手ヲ要スル時ハ、尾花川町ニ令

シテ之ヲ出サシム、又湖水<sup>琵琶湖</sup>ノ前岸、矢矧村ヲ以テ、其水驛ト爲シ、此ニ船高札ヲ建テ、船會所